



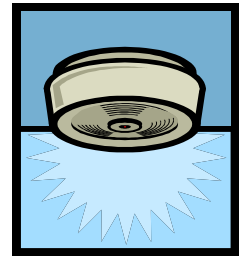
きたおか こうむてん

北岡工務店 ニュース

「住宅用火災警報器」義務化

先般は、『とんかち祭り』にご参加いただき、誠にありがとうございました。当日は快晴で、たくさんのご来場大変感謝しております。チャリティセール収益金の一部は3月26日に善意銀行に寄付いたしました。

さて今月は、『住宅用火災警報器設置の義務化』についてお話しします。住宅用火災警報器は、**住宅火災からあなたを守ります。**



住宅火災警報器とその効果

住宅火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、警報するものです。特に**住宅火災により死に至った原因の7割が就寝中の『逃げ遅れ』**ということから**早期に火災を気付かせる重要な機能を備えています。**



設置義務はいつから？

消防法が改正（平成16年6月2日公布）され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

- ★ **新築住宅**は、全国すべて**平成18年6月1日から義務化。**
- ★ **既存住宅**は、富山県は**平成20年5月31日までに設置が必要です。**
(設置完了期日は、市町村条例によって定められている為、完了日に誤差があります)

家のどこに取り付けばいいの？

火災警報器の基本的な取付場所は、まず**寝室として使用する部屋**と、寝室が2階などの場合は、**非難経路となる廊下や階段**の設置が必要とされます。

(寝室が1階の場合は、階段や廊下への設置義務はありません。)
必要に応じて他の部屋にも設置すると、さらに安心です。



取り付け方は？

- ★ **連動型**は、電気屋さんの工事が必要です！
- ★ **後付けタイプ**は、ドライバー1本でOK！

